

スポーツ振興事業助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市における各種スポーツの競技力向上、市民の体力向上及びスポーツ人口の底辺拡大を図るため、競技団体、地区体協（以下「団体」という。）が行うスポーツ振興事業に対し、公益財団法人西条市体育協会が助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条 助成の対象となるスポーツ振興事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、会長は予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 各種スポーツ大会の開催
- (2) 各種スポーツ教室の開設
- (3) 関係教育団体の育成

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な直接経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は毎年度の予算において定める。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、会長に助成金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(申請の受理及び選考)

第6条 前条の規定により提出された書類を受理したときは、助成金選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考するものとする。

(選考委員会)

第7条 助成金の決定に関する事項を審議するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、委員10名以内をもって組織し、理事及び評議員のうちから会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の委員長)

第8条 選考委員会に委員の互選により、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第9条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、選考委員会の結果に基づき助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成事業者」という。)は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)届(第4号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、事業を完了したときは、その日から1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

(助成金の交付時期及び方法)

第13条 助成金は、前条の規定による報告書等に基づき、事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第14条 会長は、助成事業者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受け、又は助成を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第15条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は西条市体育協会の設立の登記の日から施行する。